

一般廃棄物搬入許可申請書

（宛先）箕面市長
一般廃棄物の搬入許可をお願いします。

(太枠内をご記入ください)			No.
一般廃棄物の発生場所	箕面市		
会社・事業所等の名称	電話番号 — —	会社・事業所等の代表者氏名	
会社・事業所等の所在地			
搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで	搬入品目	
注意事項	1 産業廃棄物は搬入できません。 2 箕面市で発生した一般廃棄物以外は搬入できません。 3 他人の一般廃棄物を市又は市が許可した者以外が搬入することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反します。 4 箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例により指定されている排出禁止物は、持ち帰っていただきます。 5 申請時には本人確認書類等の提示又は提出が必要です。確認書類の提示若しくは提出ができない場合又は必要事項が確認できない場合は、搬入できません。 6 搬入された一般廃棄物のうち、再利用できるものは可能な限り再利用します。 搬入時間：月曜日から土曜日 午前9時00分 から 午後5時00分（年末年始を除く。） ただし、正午から午後1時までは搬入できません。		
許可日	検収欄		

作業確認書

(宛先) 箕面市長

搬入するごみは下記の作業により発生したものであり、箕面市内で発生した一般廃棄物です。

会社・事業所等の名称	
搬入者氏名	
作業の種類	☐ 剪定 ☐ 除草 ☐ その他（ ）
作業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
一般廃棄物の発生場所(作業場所)	箕面市

依頼者記入欄

依頼者氏名	ふりがな 氏 名 印
依頼者電話番号	※作業を依頼された方が記入押印してください。なお、作業依頼者が事業者である場合は、事業者名と担当者名を記入し、ご担当者の方の印鑑を押印してください。

- ・剪定や除草等を依頼され、その作業で発生した剪定枝や除草のごみを箕面市環境クリーンセンターへ持ち込む場合は、本作業確認書の提出又は契約書等の写しの提示が必要です。
- ・作業場所が確認できない場合や記載漏れ等があった場合は搬入できません。
- ・ダンプ車やパッカー車に、剪定枝や除草ごみの積み込み前に、「箕面市環境クリーンセンターからのお願い」をご確認いただき、二軸破砕機等の詰まり防止等にご協力いただきますようお願いいたします。

搬入時間：月曜日から土曜日 午前9時00分 から 午後5時00分（年末年始を除く。）

ただし、正午から午後1時までには搬入できません。

問い合わせ先

箕面市環境クリーンセンター

TEL : 0 7 2 (7 2 9) 4 2 8 0